

## 公益財団法人がんの子どもを守る会定款

公益財団法人 がんの子どもを守る会

# 公益財団法人 がんの子どもを守る会 定款

制定 平成 24 年 4 月 1 日

改定 平成 25 年 10 月 1 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人がんの子どもを守る会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、子どもの難病である小児がんに関する知識の普及及び相談、調査及び研究並びに支援及び宿泊施設の運営その他の事業を行い、もって、社会福祉及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児がんに関する知識の普及・啓発事業
- (2) 小児がんに関する調査・研究事業
- (3) 小児がんに関する相談事業
- (4) 小児がんに関する支援事業
- (5) 小児がん・小児難病に関する宿泊施設運営事業
- (6) 小児がん経験者及びがん遺児（主たる生計維持者をがんにより失った遺児）への奨学金の給付事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 2 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し

なければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前3項の書類等については、事業年度の終了3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第

48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を議長とする。議長は議長代行を指名することができる。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人または関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者または使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人になった者も含む。)

4 外部委員以外の評議員選定委員会の委員は、評議員、監事及び事務局員の中から各1名を理事会において選任する。

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、

補欠の評議員を選任することができる。

- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 11 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体
      - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
      - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

11 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

#### 第2節 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部譲渡及び事業の全部の廃止
- (6) 基本財産の処分及び除外の承認
- (7) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）等の法令に規定する事項及びこの定款に定める事項。

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(定足数)

第 18 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分及び除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。
- 3 第 21 条により評議員会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

## 第 4 章 役員等及び理事会

### 第 1 節 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、3 名以内を副理事長、2 名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第 197 条が準用する第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときまたは欠けたときは、法人の代表を伴わない職務を代行する。

- 4 常務理事は、この法人の事務局長を兼務することとし、理事会が別に定める組織規程により、業務を執行するものとする。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問及び相談役)

- 第29条 この法人に、任意の機関として若干名の顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、学識経験者及びこの法人に功労のあった者のうちから、理事会において選定し、理事長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対して助言することができる。

(役員等報酬等)

- 第30条 役員、顧問及び相談役は、無報酬とする。

2 役員、顧問及び相談役には、その職務のために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) その他、この法人の運営の根本若しくは基本方針にかかわること

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が、署名、押印をしなければならない。
  - 3 第 37 条により理事会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

## 第 5 章 委員会

(委員会)

- 第 39 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、複数の委員会を設置することができる。
- 2 委員は無報酬とする。
  - 3 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 4 委員会の委員は、学識経験者等のうちから理事長が選任する。
  - 5 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

## 第 6 章 会員

(会員)

- 第 40 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 前項の会員に関する事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

## 第 7 章 支部

(支部)

- 第 41 条 この法人は、この法人の事業を全国において推進するために、理事会の決議により各都道府県或いは複数の都道府県を包含する地域に支部を置くことができる。
- 2 前項の支部に関する事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意による議決を得て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 11 条第 1 項に規定する評議員の選任並びに解任の方法を除く。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 11 条第 1 項に規定する評議員の選任並びに解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定をうけなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、停滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 43 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

2 前条の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、一般法第 202 条第 1 項及び第 2 項に規定する理由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 48 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書等
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。

3 この法人の最初の理事長は、山下公輔とする。

4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

河 敬世、深澤重幸、西田知佳子、平野朋美、平澤一郎  
幸島静枝、稲田浩子、中村美智子、鈴木中人、隈部俊宏  
田中 徹、本橋由紀